

# 子ども・子育て支援新制度について

- 子育てをめぐる現状と課題について
- 子ども・子育て関連3法について
- 新制度の3つの主な目的
- 新制度の全体像  
～「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」
- 施設型給付及び地域型給付の創設
- 施設型給付・地域型給付の対象
- 地域型保育事業の概要
- 地域子ども・子育て支援事業の拡充について
- 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ
- 認定こども園制度の改善～新たな幼保連携型認定こども園の創設
- 支援新制度施行のスケジュール

平成25年11月8日

# 子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の  
充実

# 子ども・子育て関連3法について

## 1 子ども・子育て支援法

- 教育・保育にかかる給付の創設  
認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）  
小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）
- 地域子ども・子育て支援事業  
利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童クラブなど13事業

## 2 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法）

- 幼保連携型認定こども園の改善

## 3 関係法律の整備等に関する法律

- 上記2法の施行に伴う児童福祉法等関係法律の整備

## 新制度の3つの主な目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育，保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善
  - 幼保連携型認定こども園について，認可・指導監督の一本化
  - 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
  - 認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実
  - 利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童クラブなど13事業を法定化

# 新制度の全体像

## 子ども・子育て支援給付

### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

### 地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

### 児童手当

## 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体の参入促進事業

## 施設型給付及び地域型給付の創設

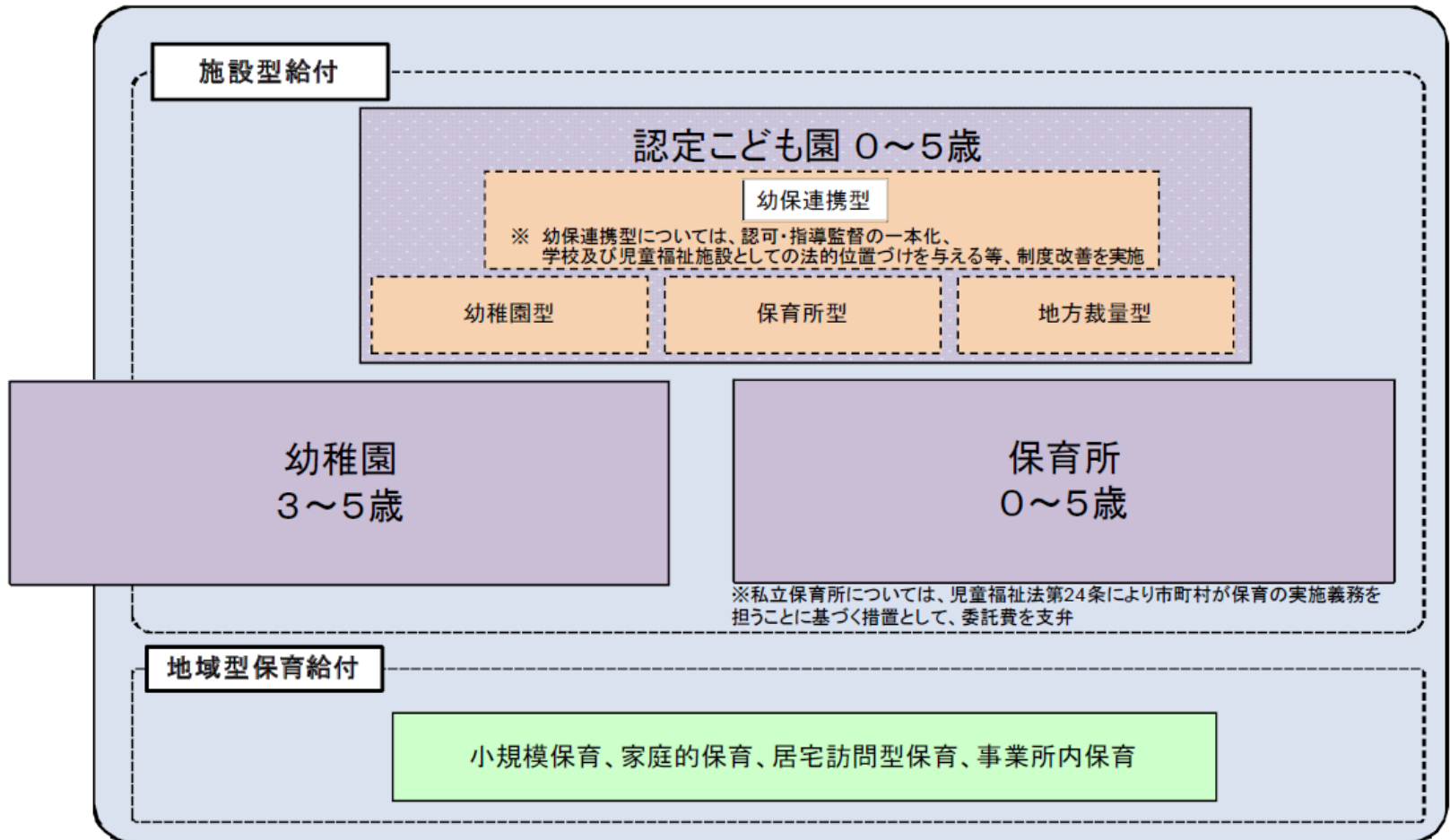
### ○ 施設型給付（認定こども園，幼稚園，保育所）

- 個々の児童について「保育の必要性」を認定し，認定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を，施設が法定代理受領する。
- 市が利用調整を行った上で，利用者と施設が直接契約。（利用料は施設が徴収。）
  - ※私立保育所は，従来どおり市町村と利用者の間の契約とし，保育料の徴収は市町村が行う。
- 給付の対象となる施設は，利用定員を定めた上で市町村が確認。
  - ※施設型給付の対象として確認を受けない私立幼稚園は，給付を受けず，従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- 施設型給付費，地域型保育給付費の基本構造は，「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
  - 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」
- 利用者負担は，現行制度の利用者負担の水準，利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

### ○ 地域型保育給付（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）

- 保育の必要性の認定，給付の支払方法などは施設型給付と同様。

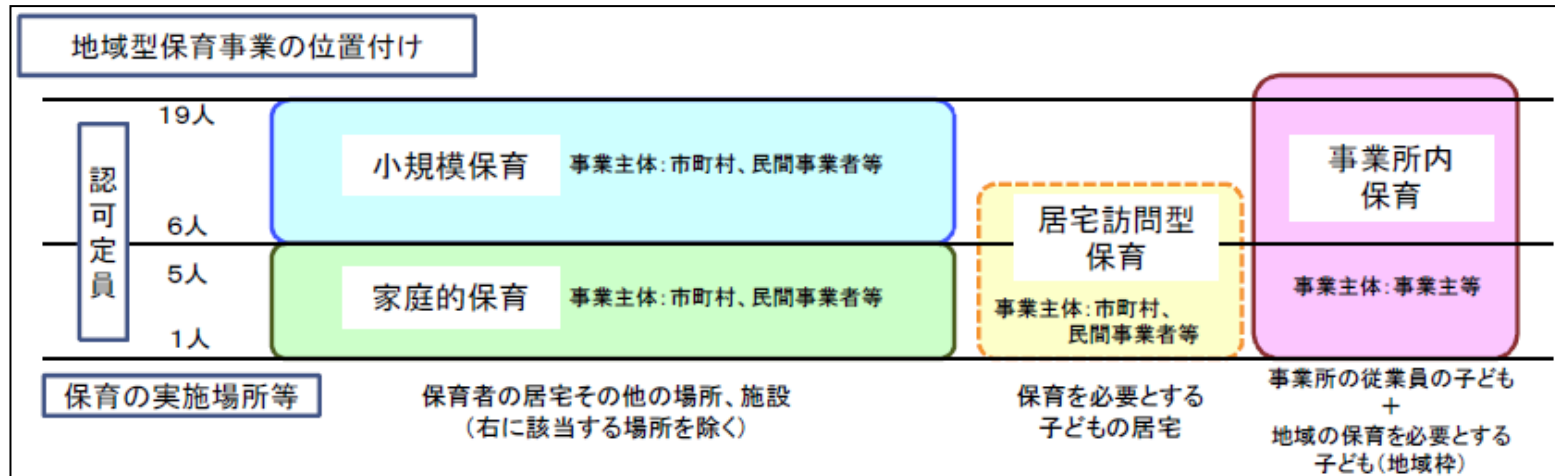
# 施設型給付・地域型給付の対象



## 地域型保育事業の概要

○ 支援新制度では，下記の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として，児童福祉法に位置付けた上で，地域型保育給付の対象とし，多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
- ◇ 居宅訪問型保育
- ◇ 事業所内保育（主として従業員の子どものほか，地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）





# 地域子ども・子育て支援事業の拡充について

## ○ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

### ■対象事業

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ① 利用者支援事業      | ② 地域子育て支援拠点事業       |
| ③ 一時預かり        | ④ 乳児家庭全戸訪問事業        |
| ⑤ 養育支援訪問事業     | ⑥ ファミリー・サポート・センター事業 |
| ⑦ 子育て短期支援事業    | ⑧ 延長保育事業            |
| ⑨ 病児・病後児保育事業   | ⑩ 放課後児童クラブ          |
| ⑪ 妊婦健診         | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業  |
| ⑬ 多様な主体の参入促進事業 |                     |

### <事業の概要>

#### ○利用者支援事業（先進事例－保育コンシェルジュ（横浜市），子育てコーディネーター（松戸市））

##### ①趣旨

子どもや保護者が，認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や，一時預かり，放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう，身近な場所で支援を行う。

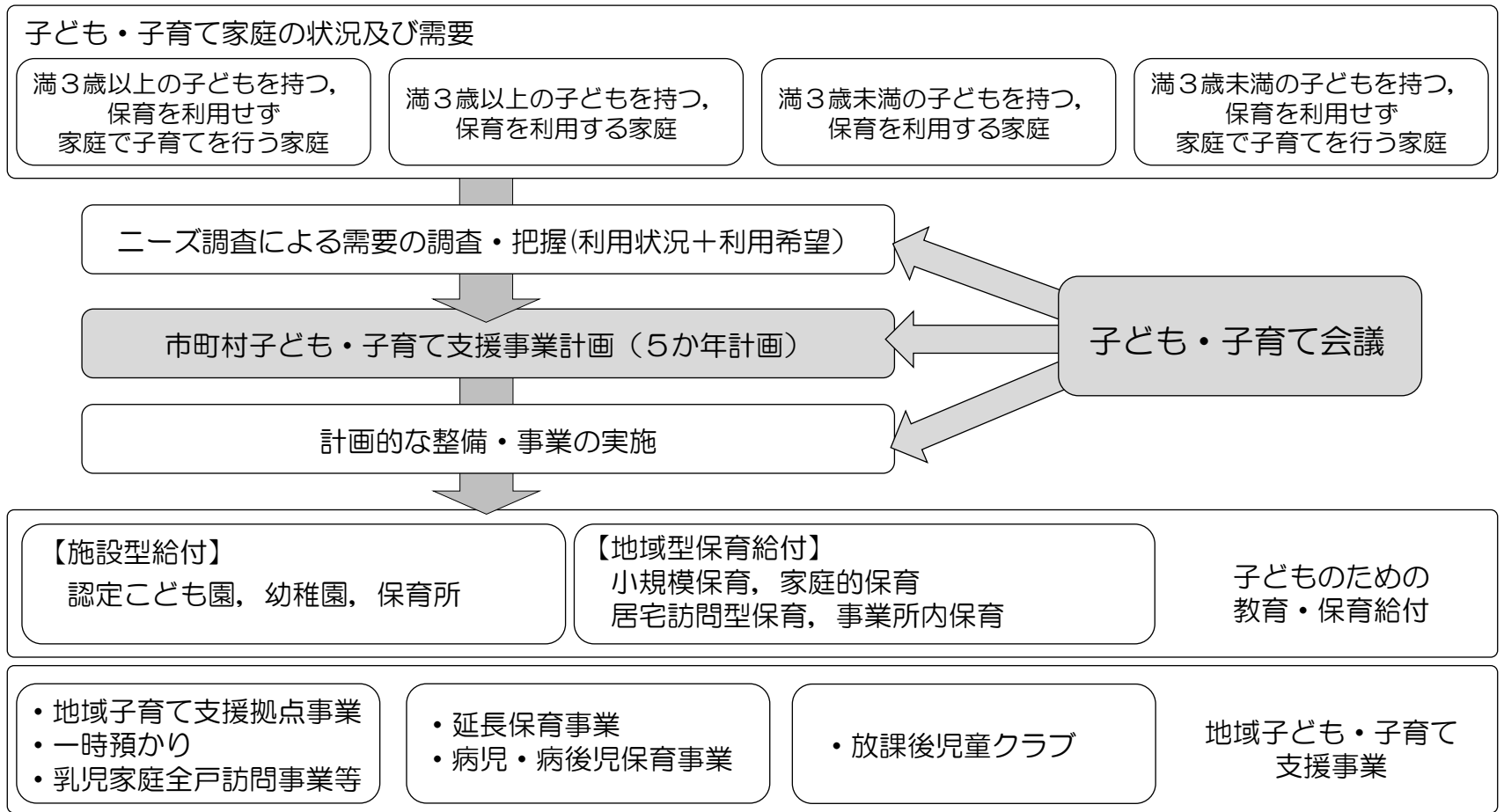
##### ②事業内容

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに，子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ，それらの人々に必要な情報提供・助言をし，関係機関との連絡調整等を行う。

#### ○放課後児童クラブ

- ・対象児童を拡大（「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」⇒「小学校に就学している児童」）
- ・市町村は，放課後児童健全育成事業の設備及び運営について，条例で基準を定めなければならない。

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

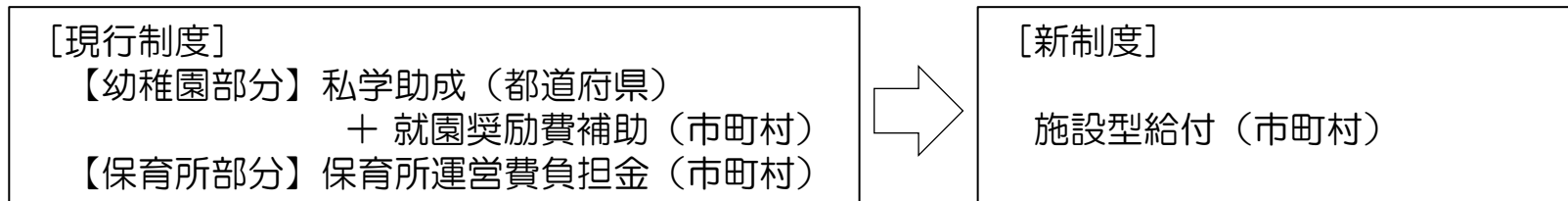


# 認定こども園制度の改善

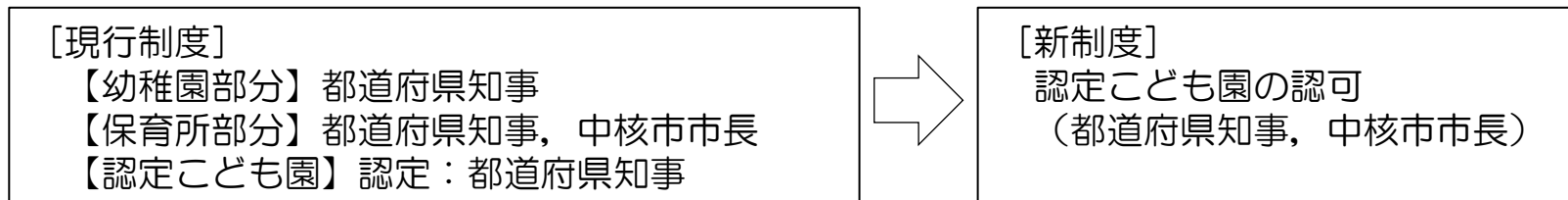
## ○ 新たな「幼保連携型認定こども園」の創設

「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。

- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化。



- 認可手続・権限が一本化



- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進。  
※その他の類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定こども園の認可手続等は現行どおり

## 支援新制度施行のスケジュール

### ○ 施行日

支援新制度の本格実施時期は，平成27年4月（予定）。

（※施行日については，消費税10%引上げの時期と連動。）

社会全体による費用負担

・支援新制度は，消費税率の引き上げによる，国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには，消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要とされている。）

### ○ 施行前の手続き

平成26年10月～

- ・平成27年度当初に向けた認可，確認の開始
- ・支給認定事務の開始
- ・入所手続，利用調整